

私の

育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

57

職場の理解と 協力の大切さを実感

女性会員（68期）

私は、2023年1月から産休に入り、同年2月に第一子を出産しました。その後、育休を経て、2024年5月に職場復帰しました。

私は法テラスの常勤弁護士です。産前・産後休暇、育児休業制度があるため、初めての出産・育児にも安心して臨むことができました。育休中は雇用保険による育児休業給付金を受けることができたので、経済的な心配もありませんでした。また、勤務先には、妊娠を報告した段階から、人事的な配置や業務の分担について配慮してもらえました。私が担当していた業務は同僚弁護士が分担して引き継いでくれたので、産休・育休期間中に仕事の連絡がくることもありませんでした。仕事から完全に解放され、出産や育児に専念できる環境は非常にありがたく、今しかない子どもとの貴重な時間を大切に過ごすことができました。

子どもは2024年4月に保育園に入園しました。職場復帰を5月にし、慣らし保育期間を1か月設けたことで、子ども親も、仕事復帰後の生活リズムに徐々に慣れることができました。職場復帰後は、夕方5時までの時短勤務にし、保育園のお迎えに直行しています。子どもが体調を崩した際には、子の看護休暇や在宅勤務を利用するなどして対応しています。

初めての子育てを経験して身をもって実感したことは、勤務先に制度や福利厚生が整っていることの重要性です。また、そのような制度が形だけのものにならないよう、実際に使いやすい雰囲気が職場全体に醸成されていることも大切であると感じました。

No.

58

弁護士が育児と仕事を 両立するうえでの課題

女性会員（69期）

私は、事務所を移籍することが決まった直後に妊娠が発覚したため、移籍日の調整や移籍するまでの職務内容等に至るまで、移籍前・移籍後の事務所の所長や先生方、事務局の方々には様々な配慮をしていただき、感謝に堪えません。いつか私が職務復帰した後、産休・育休を取得する先生がいたら、同じように温かい支援ができたと思っています。

初めての出産を経験し、育児と仕事の両立は、想定通りにはいかないことを痛感しました。出生後に子どもに障がいがあることが判明し、出生直後から長期間入院し、退院後も通院等が頻繁にあることから、当初想定していた時期よりも職務復帰の時期を1年以上遅らせることにしました。

日弁連及び弁護士会の会費免除措置は、大変ありがたい制度です。しかし、免除期間よりも長く育児に専念したいと考えた場合、個人事業主である弁護士には育児手当もなく、休業中の会費の出費は大きな負担になります。その負担感から弁護士登録を抹消することも考えましたが、ライフワークとして継続していきたいと考えている会務活動に準じる業務は継続したい思いが強かったため、月々の収支には目をつぶり、弁護士資格の抹消は見送ることにいたしました。会務活動を担う弁護士の人手不足は常々問題になりますが、産休・育休中の弁護士が会費の負担を感じずに会務を担える環境を作ることもその解決の一助になるのではと思っています。

妊娠、出産、子育てには、予想もつかないことが起こり得ます。弁護士の育児と仕事の両立には、まだまだ課題があるように思います。



「早期独立・産休育休明け 弁護士等に関する 経済的支援制度」の案内

産休育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰し再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。